



正副会長の活動状況

— 会務報告 —

日本弁理士会副会長

正林 真之

未来というのは、明日から始まるものではなく、常に今から始まる。

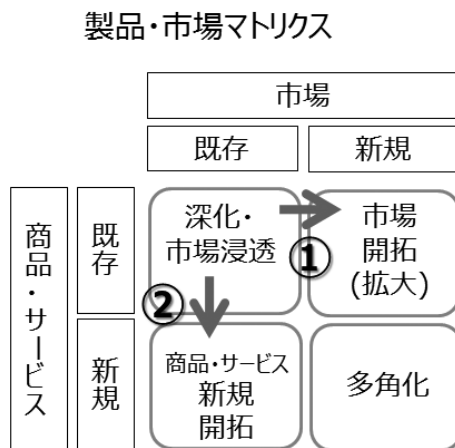
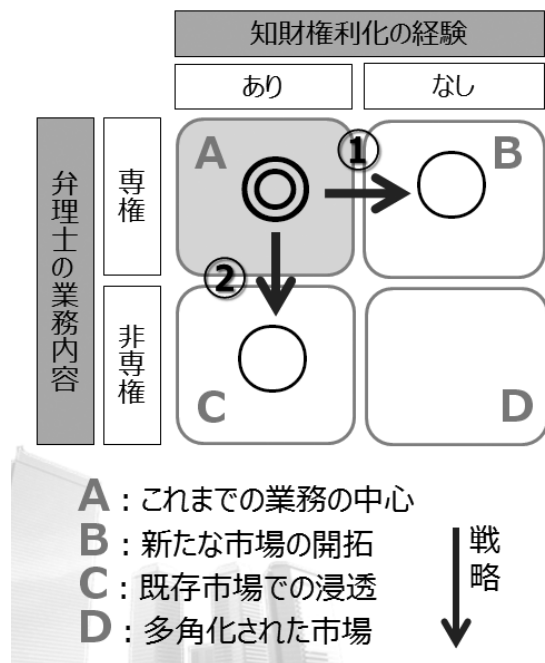
今の弁理士会には、大きな流れが二つある。下の図(左)のように、「専権で、かつ、出願権利化業務の経験がある方々に対してサービスを提供する象限」(A象限)から「専権であるが、出願権利化業務の経験が無い方々に対してサービスを提供する象限」(B象限)に行く方向(図中の①の方向)か、「専権で、かつ、出願権利化業務の経験がある方々に対してサービスを提供する象限」(A象限)から「出願権利化業務の経験が有る方々に対して、専権ではないサービスを提供する象限」(C象限)に行く方向(図中の②の方向)である。

これについては、下記の図の右側に示してある成長マトリクスと照合してみると、要は、既存市場 A では駄目だからということで、新市場 B に打って出る方向(図中の①の方向)と、新サービス C に打って出る方向(図中の②の方向)と、があるということになる。ここ

で、果たして、新市場に打って出るのか、それとも新サービスに打って出るのか、ということについて、経営学上は、そのどちらが良いということでもないかもしれない。しかしながら、新市場に打って出る方向(図中の①の方向)は、既存の弁理士でもやりやすく、したがって、かなりの予算を取って知財キャラバンやら、知財広め隊なるものを行っている。

けれども、新サービス C に打って出る方向(図中の②の方向)というものに対して多くの弁理士はあまり馴染みが無いことから、その分野を中心に私が担当することになった。

今のところ、「新サービス」としてホットなのは、著作権、標準、営業秘密管理、データ管理、ADR と、そういったものだろう。今更ここであえて言うまでもないことであるが、ADR については、ADR 法によって、知的財産関係の事件についての裁判外の仲裁を扱うことは、弁護士法違反にならないとされている。そして、ADR によれば、裁判ではどうしても乗り越え



られない”壁”を乗り越えることができる。そう、それは「国境を越えた仲裁」である。最近になって注目されている国際仲裁を上手く行えるようになれば、弁理士としてやりがいの有る仕事が増えるだけではなく、国際紛争に悩む日本企業を救うことができるだろう。これを実現するために、ADR推進機構において、東大の玉井教授が率いる東京国際知的財産仲裁センターと協調しながら仲裁の活性化を図るようにしたいと思っている。

「標準」と「データ管理」については、弁理士法改正によって弁理士の標榜業務となった分野である。「標準」については、昨今の知財戦略の中でも重要とされている「オープン・クローズド戦略」において、無くてはならない戦略の一つである。これについては、技術標準委員会において、日本規格協会(JSA)とも協調しながら、弁理士の継続研修の必須科目として標準についての基礎を会員に周知化することとし、もっと専門的なところについては日本規格協会(JSA)の講習を受けてもらうこととするために、日本規格協会(JSA)の講習について継続研修の単位認定がなされるように動いている。

「データ管理」というのは、「営業秘密」とも関連がある。ただ、「営業秘密」の保護というのは、不正競争防止法で保護されるものが対象であるのに対し、「データ管理」というものは、不正競争防止法で保護されないものまでもが対象になるところが大きく異なる。これについては、既に経済産業省から「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」(<http://www.meti.go.jp/press/2018/06/20180615001/20180615001.html>)というものが公表されるに至っている。

これに関し、技術保護テキスト作成委員会では、営業秘密の保護を中心としたテキストを製作すると同時に、ここに前述の「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」の内容も取り入れていくことも考えている。また、それらについて「各弁理士において、最低限備えていなければならない」と考えられるものについては、弁理士業務標準化委員会において作成される「弁理士業務標準テキスト」に取り入れんとしている。なお、この「弁理士業務標準テキスト」には、現在話題となっている特許情報解析、特にIPランドスケープ(登録商標)の基礎的な事由も入れるようにする

方針である。

ところで、名前は同じであるものの、昨年までとはまったく異なった活動をしているのが、著作権委員会であろう。ここでは、今までの判例研究中心の活動から、「弁理士が関与できる著作権業務」を中心とした活動に切り替わっている。既に最初の答申が出て、関与できそうな業務の抽出は終了している。これからは、その抽出された各業務について、それらをいかに実務レベルにまで落とし込んでいくかが活動の中心となる。

さて、「もう出願権利化業務だけでは、やっていけない」。弁理士会に副会長として5年ぶりに舞い戻ってきて、とみに聞くようになったセリフがこれである。とはいえ、そうは言っても、多くの弁理士は未だにその「やっていけない」と自らが言っている出願権利化業務にしがみついている。要は、既存の事業から抜け出せないでいるのだ。

この問題について、真っ向からそれに当たっているのが、経営基盤強化委員会である。これに関して言うと、今のような変化の多い時代において、古くからの人間の言うことなど、殆どあてにならない。それは、いくら図体が大きく、力が強いからといって、白亜紀の末期に哺乳動物が恐竜に「生きる術」を聞くことがなかったのと同じである。若手は若手で、自らが生き残るために考え、実行していけばよい。一弁理士という個人的な立場であればもちろんであるが、副会長という公職の立場としても、そう思う。

このようなわけであるから、「昔は、こうだった」とか、「従来からのやり方は、こうだ」といったようなことは、この委員会では通じない。とはいえ、制度上の問題は色々ある。これについては、他土業の様子も考えながら解決していこうということもあり、それは「隣接土業等検討WG」にて対応することとしている。いずれにしても、未来というのは自らが作るものであり、たとえそれがどのような未来となるにしても、それは常に今から始まるものなのである。

今日という日は、残りの人生の最初の日である。

以上